

川岸町会規約

第1条 (名称及び事務所)

本会は川岸町会と称し、事務所は川岸会館に置く。

第2条 (会員)

本会は川岸地区内に居住する者及び同地区内に事業所等を有する者を以て組織する。

第3条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図ると共に地区内生活環境の改善と会員生活の向上を図ることを目的とする。

第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成する為に次の各専門部を置いて事業運営を行う。

- 1、総務部 庶務、社会福祉、広報活動、その他各部に属せざる事項
- 2、文化部 社会教育、文化活動に関する事項
- 3、衛生部 環境衛生、保健衛生に関する事項
- 4、施設担当 会館の維持管理事項、防火設備、防犯灯その他設備に関する事項
- 5、防災部 防災訓練及び防災知識の普及に関する事項
- 6、体育部 健康管理と体力づくりに関する事項

第5条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- 1、会 長 1名 副会長 若干名
各専門部長 各1名 副部長 若干名 部 員 若干名
書 記 1名 会 計 若干名 会計監査 2名
班 長 各班1名 各種団体正副会長
- 2、役員の任期は2ヶ年とする。(但し、班長の任期は1ヶ年とし各々再任を妨げない。)
- 3、補欠役員の任期は前任者の残存期間とする。

第6条 (役員の任務)

会長は本会を代表し、会務を統轄する。

- 1、 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 2、 各専門部長、同副部長及び同部員は各部の業務を担当する。
- 3、 書記は本会の記録、通知の事務を行う。
- 4、 会計は本会の会計事務一切を担当する。
- 5、 会計監査は本会の会計事務の監査を担当する。
- 6、 班長は各班の業務を担当する。
- 7、 各種団体会長は、業務協力要請ある時は各会員(各団体)に呼び掛けそれにあたる。

第7条 (役員の選出)

- 1、会長、会計監査は選考委員会で会員より選出し、総会で承認する。
- 2、副会長、各専門部部長、同副部長、会計、書記、部員は会長(予定者)が会員より選出する。
- 3、班長は各班会員の互選により選出する。

第8条 (会議)

本会の会議は、総会、代表役員会、役員会、班長会及び専門部会とする。

- 1、定期総会は毎年 5 月末日までに会長が招集し、正副会長、各専門部全員、書記、会計、各種団体正副会長、班長を以て構成し、役員の改選、事業計画、事業報告、予算、決算その他必要事項について審議決定を行う。

臨時総会は代表役員会で必要と認めた時、会長が招集し、定期総会と同じ構成とする。

- 2、代表役員会は随時会長が招集し、正副会長、各専門部正副部長、書記、会計及び各種団体会長を以って構成し、各種事業を計画立案すると共に会の運営を審議する。
- 3、役員会は随時会長が招集し、正副会長、各専門部全員、書記、会計、各種団体正副会長を以って構成し、必要事項について審議する。
- 4、班長会は随時会長が招集し、正副会長、各専門部正副会長、書記、会計、各種団体代表 1 名及び班長を以って構成し、諸報告事項及び協議事項について審議する。
- 5、各専門部会は各部長が招集し、各部の事業について審議する。
- 6、会議の決定は出席者の過半数の賛成をもって行う。
- 7、災害時や感染症流行等によりやむを得ない場合、会議を書面にて開催することができるものとする。その場合、書類発行後1週間以内に会議を構成するものの半数以上の反対のなかった事項については可決、反対のあった事項については否決されたものとし、否決項目についてのみ、必要な場合、再度審議を行う。

第9条 (会計)

本会の経費は会費及びその他の収入を以ってこれに充てる。

- 1、月額 1 世帯につき金 250 円とする(但し特別会費については別に定める。)
- 2、本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 3、会計は年度終了後速やかに前年度収支決算書を作成し、会計監査の監査を経て総会に提出する。

第10条 (補則)

- 1、本会の規約は総会の決議によって改廃する。
- 2、本規約の施行上必要ある場合は代表役員会の決議により別に内規を定め、又は改定することが出来る。
- 3、選考委員会の構成は別に内規を定める。
- 4、本会に顧問及び相談役を代表者会議で置く事が出来る。

(附則) 本規約は昭和 54 年 4 月 14 日より施行する

最近の改正年月日は次の通りである。

平成 24 年 4 月 28 日 一部改正

平成 30 年 3 月 30 日 一部改正

令和 4 年 4 月 23 日 一部改正

川岸町会規約内規

- 1、会員の弔事に際しては、弔慰金¥5,000 円を贈り弔意を表する。
- 2、選考委員会は顧問、副会長、各専門部正副部長、書記、会計、各種団体代表 1 名及び班長代表(1 丁目 1 名、2 丁目 1 名、3 丁目 1 名)を以って構成する。
選考委員会司会進行係は総務部長が担当する。
- 3、町会費は原則として6ヶ月分を前納する。
- 4、災害見舞いについては代表役員会で協議する。
- 5、現役役員の弔事に際しては、別途生花又は花輪を贈り弔意を表す。
- 6、役員として通算10年以上務め、当該年度の3月31日をもって退任する方については、町会連合会感謝状と粗品(¥2,000)を贈呈する。